

令和6年度第1回監査結果報告書

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査の対象部局

(1) 総合政策部

行財政管理課、公共施設マネジメント室

(2) 総務部

デジタル推進課、課税課、納税課、債権回収対策室

(3) 市民生活部

廃棄物対策課

(4) 健康福祉部

高齢介護課、やすらぎ老人福祉センター、保険年金課

(5) 子ども部

子育て支援課、子育て支援センター、幼児教室、木島認定こども園、三ツ松認定こども園

(6) 都市整備部

道路整備課、農林課

3 監査の実施時期

令和6年7月1日～令和6年12月17日

4 監査の対象期間

令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

ただし、必要に応じてそれ以外の年度も含む。

5 監査の着眼点

監査対象部局等における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等の定めるところに従い適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを監査の主眼とした。

6 監査の実施内容

貝塚市監査基準に準拠し、事前に提出された資料に基づき関係職員から説明を受け、質疑応答形式により監査を実施した。

7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていたが、指摘する事項については次のとおりである。指摘事項については、その内容を十分検討し、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努められたい。

(1) 総合政策部

① 行財政管理課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

② 公共施設マネジメント室

所管する事務事業全般について実施。

ア．貝塚市名越樹木伐採・剪定業務委託契約について、当初の契約金額から減額変更されているが、変更契約の起案がされていなかった。

イ．貝塚市施設維持管理一括委託業務契約について、本契約は令和5～6年度に渡る長期継続契約であるため、契約の締結については契約金額総額での支出負担行為伺書兼起案書により市長決裁とすべきところ、令和5年度の支出額のみで決裁を行っていた。またその後の変更契約において、本来の決裁権者でない課長決裁としていた。

ウ．契約書に、契約の相手方が暴力団員等と認められる場合は解除するという旨の規定が無いものがあった。全庁的に再三指摘しているが、未だ改善が見られないため、管理職の決裁において必ず確認し遺漏のないよう努められたい。

(2) 総務部

① デジタル推進課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

② 課税課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 契約書に、契約の相手方が暴力団員等と認められる場合は解除するという旨の規定が無いものがあった。全庁的に再三指摘しているが、未だ改善が見られないため、管理職の決裁において必ず確認し遺漏のないよう努められたい。

③ 納税課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

④ 債権回収対策室

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

(3) 市民生活部

① 廃棄物対策課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 家庭用電動式生ごみ処理機購入に対する補助金交付事務について、令和4年10月に受理した申請をそのまま担当課で保管し、令和5年度の補助金として交付したものがあった。

(4) 健康福祉部

① 高齢介護課

所管する事務事業全般について実施。

ア. スマートフォン利用によるフレイル予防システム構築等委託契約について、本契約は令和5～7年度に渡る債務負担行為による複数年契約であるため、契約の締結については契約金額総額での支出負担行為伺書兼起案書により市長決裁とすべきところ、令和5年度の支出額のみで決裁を行っていた。

② やすらぎ老人福祉センター

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

③ 保険年金課

所管する事務事業全般について実施。

ア．契約書に、契約の相手方が暴力団員等と認められる場合は解除するという旨の規定が無いものがあった。全庁的に再三指摘しているが、未だ改善が見られないため、管理職の決裁において必ず確認し遺漏のないよう努められたい。

(5) 子ども部

① 子育て支援課

所管する事務事業全般について実施。

ア．複数の委託契約及び賃貸借契約について、随意契約をしているが、契約締結起案に必要な見積書が添付されていなかった。

② 子育て支援センター

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

③ 幼児教室

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

④ 木島認定こども園

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

⑤ 三ツ松認定こども園

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

(6) 都市整備部

① 道路整備課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 契約書に、契約の相手方が暴力団員等と認められる場合は解除するという旨の規定が無いものがあつた。全庁的に再三指摘しているが、未だ改善が見られないため、管理職の決裁において必ず確認し遺漏のないよう努められたい。

② 農林課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 有害鳥獣駆除事業委託契約について、令和5年度中に業務完了検査を実施すべきところ、令和6年4月1日付けで実施されていた。

なお、意見として次の事項について努められることを望むものである。

ア. 近年の本市の新生児数が400人を切るなど、少子化の進行は危機的な状況となっている。この問題に対応すべく、本市でも、若年世帯・新婚世帯の住宅取得等に補助金を交付し経済的な支援を実施しており、特に居住誘導区域に住む場合は補助金を増額し、市の目指すまちづくりと連動させる制度とするなど、独自の取組みも行っている。このような取組みについて、広報や市ホームページのみならず、SNSやYouTubeを活用し、市外居住者に対して効果的に発信し若者の居住誘導を積極的に図られたい。少子化対策は、今後の市政運営の根幹に関わる問題であることから、婚活事業の実施や民間が実施する婚活イベントのバックアップ、若者が集う場を提供し出会いの機会を作るなど、経済的な支援以外での様々な仕掛けづくりを検討し、他市にない独自の強みを作り、本市が若者に選ばれ、子どもを産み育てる魅力あるまちになるよう最大限の努力をされたい。

イ. 市街化区域内の農地については、生産緑地の指定による固定資産税の軽

減など税制面での優遇措置があるが、営農を継続することが優遇措置の大前提である。本市の市街化区域内の農地で、耕作放棄されているように見受けられる農地もあるが、その農地が、継続して税制面での優遇措置を受けているようなことがあれば、課税の公平性の観点から看過できない問題である。本市農業委員会で遊休農地の発生防止・解消等を目的に市内全域で年1回実施している農地パトロールの調査結果により、営農していない生産緑地があれば、関係部局間で速やかに情報共有し、税制面等の優遇措置が受けられないよう厳格な対応に努められたい。

ウ．監査の対象部局における文書管理システムの状況を確認したところ、一般的に、起案日・決裁日・施行日の登録誤りや、施行日の登録漏れが散見された。起案文書の処理については、適切な時期に意思決定が行われたことがわかるよう日付の登録を行うこと、また漏れなく施行日を登録し文書を完結させるよう留意されたい。なお本件については、市全体の問題として、研修や通知などの手段により全庁的に意識付けがなされるよう取り組まれたい。